

令和2年3月11日

学 校 長 殿

公益財団法人茂木本家教育基金
代表理事 茂木 七



令和2年度奨学生の募集について

拝啓 時下ますますご清祥の御事と大慶に存じ上げます。

さて、ご高承の通り、当公益財団は平成10年7月に当時の文部省から設立許可を受け、大学生、専門学校生及び高等学校生を対象に奨学金を給付する公益法人として、平成11年4月から本格的に活動を開始し、お蔭様で今日まで順調に推移しております。

ここで、令和2年度よりの奨学生を若干名募集いたします。貴校1年新入生で給付（返還不要）をご希望の方がいらっしゃいましたら、同封の応募用紙によりご推薦下さい。ただ、何分にも選考される人数に限りがありますのでご要望に沿い得ない場合もありますことを、ご承知おき下さい。

なお、願書は必ず貴学校経由にて、当公益財団に4月20日（月）までに届くようお願いいたします。提出締切日を過ぎて届いた書類は受付できませんのでご留意ください。

以上ご案内申し上げます。

末筆ながら、貴校のますますのご発展をお祈りいたします。

敬具

追伸 応募書類中、新入生の学業成績証明書等につきましては、出身中学校から提出されている書類のコピーで差し支えありません。

再拝

※同送書類

- 1) 公益財団法人 茂木本家教育基金 設立趣意書（2枚）
- 2) 奨学生 募集要項（2枚）
- 3) 奨学生 願書（4枚）

令和2年度
公益財団法人 茂木本家教育基金 奨学生募集要項 (高等学校)

公益財団法人茂木本家教育基金は、大学・短期大学及び高等学校等の学生で学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行うことによって社会に有用な人材を育成することを目的としています。

令和2年度は、次の要項により奨学生を募集いたします。

1. 応募資格 次のいずれの条件にも該当する者

- (1) 令和2年4月に高等学校に入学した者(新入生に限ります)
- (2) 学業優秀(中学3年間評定5段階評価で平均4.3以上)であり、品行方正である者
- (3) 学費の支弁が困難と認められる者。また、原則として、他の奨学金を受給しない者。ただし、申請時に重複受給することを明記し、当公益財団の許可を受けるときは、この限りではない。

※尚、1学校から応募できる人数は3名までと制限させていただきます。

2. 奨学生の採用予定数

大学生及び高等学校生 若干名

※選考実績：直近の5カ年では、大学生37名、専門学校生2名、高校生32名の合計で71名を選考しています。

3. 奨学金支給額・支給方法・支給期間

- (1) 支給月額 大学生3万円、高等学校生 2万5千円 (返還不要)
- (2) 令和2年4月分より支給します。令和2年度は7月に4～9月の6か月分、10月に10～12月分、令和3年1月に1～3月分を支給します。
- (3) 支給期間は、学校学部在籍期間とします。
- (4) 原則として、年2回研修会を開催し、出席を求めます。

4. 応募書類

(1) 奨学生願書(必ずご本人が記入してください)

- ① 所得金額を証明する『源泉徴収票』(給与所得)又は『確定申告書(控)一式』(給与所得以外)のコピーを必ず添付して下さい。添付なき場合は、選考対象になりません。

(※) 個人事業主の場合

『確定申告書』に付属の所得税決算書(損益計算書)とその資料も必ず添付して下さい。

- ② 生活保護、児童手当等の公的な扶助・給付を受けている場合は、(3)公的な扶助・給付欄に当該金額を記載し、証明書を添付して下さい。
- ③ 希望理由シートの、『将来の夢』と『自分のアピールポイント』については、必ず記入して下さい。

- (2) 在学証明書
 - (3) 学業成績証明書（高校入学前の中学3年間の評定が出ているもの）
 - (4) 出欠席の記録（中学3年間の出欠状況を証明する書類）
 - (5) 推薦書（高校の学校長の作成したもの）
5. 応募書類締切日
令和2年4月20日（月）事務局着 厳守（締切日を過ぎての提出は無効となります）
6. 選考
- (1) 当公益財団の選考委員会において、応募書類により選考します。
 - (2) 選考の結果は、在籍高等学校に通知します。（6月初旬頃）
7. 学業成績証明書・生活状況報告書の提出
奨学生は、毎学年終了後4月上旬までに、学業成績証明書・生活状況報告書を当公益財団事務局に提出していただきます。
8. 異動の届け出
奨学生又は連帯保証人は、次の各号の一に該当することとなった場合は、速やかにその旨を当公益財団事務局に提出していただきます。
- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
 - (2) 停学、その他の処分を受けたとき
 - (3) 連帯保証人を変更したとき
 - (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、奨学金振込銀行その他重要な事項に変更があったとき
9. 奨学金の休止、停止、又は廃止
奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき、あるいは学業、性行などの状況により指導上必要があると認めたとき、さらに病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、奨学金の給付を休止、停止又は廃止します。この場合、当該事由発生以後に受領した奨学金があるときは、これに相当する金額を速やかに当公益財団の事務局に返還していただきます。
10. 応募書類の送付先・問い合わせ先
- 〒 278-0037 千葉県野田市野田 245 番地
 - 公益財団法人茂木本家教育基金 事務局長 伊藤 誠治
 - TEL 04-7120-1003 FAX 04-7120-1002 <緊急>携帯 090-1673-9090
 - e-mail:zaidan-mogihonke@snow.ocn.ne.jp

以 上